

環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）協定交渉の大筋合意について徹底的な検証と万全な対策を求める意見書（案）

平成27年10月5日、環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）協定交渉の参加12か国は、ＴＰＰ交渉閣僚会合において、大筋合意に至りました。

本市議会では、ＴＰＰ協定交渉に当たり、農林水産物の重要品目の聖域確保などを盛り込んだ平成25年の衆参両院農林水産委員会での決議の実現を強く求めてきたところではありますが、今般の合意内容は、タリフラインで全ての農林水産物の約81パーセントが関税撤廃され、そのうち重要品目だけでもその約30パーセントにわたり関税が撤廃されるものです。

本市の農業は、多様な担い手により、果樹、野菜、米、花き、キノコ、畜産・酪農まで幅広く展開しておりますが、近年の農畜産物の価格低迷などにより、厳しい農業経営を迫られています。

山地の多い我が国では、中山間地域が国土面積の約7割を占めており、この中山間地域における農業は、全国の耕地面積の約4割、総農家数の約4割を占めるなど、我が国農業の中で重要な位置付けにあります。本市においても中山間地域の農地が全農地面積の3分の1を超える状況にあります。

こうした中、本市の主力農産品目である果樹や野菜などの多くの農作物で関税が撤廃されることで、農業経営に与える影響が懸念され、また、中山間地域の衰退も憂慮されます。

よって、政府におかれては、ＴＰＰ協定により、国民の健康や豊かな暮らしを支える農業を衰退させないためにも、国会決議を踏まえ、今般の大筋合意の内容が国民生活や農業などへ与える影響について徹底した検証を行い、生産者を初め、国民に十分な説明を行うとともに、農業及び農村を守るための万全な対策を講ずるよう要請し、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年12月15日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
外務大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
内閣官房長官
内閣府特命担当大臣
(経済財政政策)

宛

長野市議会議長 小林 義直